

【変更理由】

県連役員体制の変更に伴い、当J A役員体制を変更する必要があることから所要の変更を行う。

定款新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 役 職 員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第29条 この組合に、役員として理事25人以上27人以内及び監事6人以上7人以内を置く。</p> <p>② 理事のうち<u>3人以上</u>及び監事のうち1人は、常勤とする。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>第30条～第38条 (略)</p> <p>第5章の2～第7章 (略)</p> <p>第8章 理 事 会</p> <p>(理事会の招集者)</p> <p>第55条 理事会は、<u>組合長</u>が招集する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>第56条～第58条 (略)</p> <p>(理事会の決議方法及び議長)</p> <p>第59条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>組合長は、理事会の議長となる。ただし、会長が理事会に出席した場合は、会長が議長となる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>第9章・第10章 (略)</p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 役 職 員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第29条 この組合に、役員として理事25人以上27人以内及び監事6人以上7人以内を置く。</p> <p>② 理事のうち<u>4人</u>及び監事のうち1人は、常勤とする。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>第30条～第38条 (略)</p> <p>第5章の2～第7章 (略)</p> <p>第8章 理 事 会</p> <p>(理事会の招集者)</p> <p>第55条 理事会は、<u>会長</u>が招集する。<u>ただし、会長を選任しないとき、又は会長に事故あるときは、組合長が招集する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、<u>会長(会長を選任しないときは、組合長)</u>に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>第56条～第58条 (略)</p> <p>(理事会の決議方法及び議長)</p> <p>第59条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>会長は、理事会の議長となる。ただし、会長を選任しないとき、又は会長に事故あるときは、組合長が理事会の議長となる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>第9章・第10章 (略)</p>

附 則

1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。